

## 随意契約理由書

案件名	九段第三合同庁舎汎用パソコンシステム運用管理	要求部署名	総務部総務課
発注（契約）内 容	九段第三合同庁舎汎用パソコンシステム運用管理		
発注（契約）案 件 の 要 求 理 由	<p>九段第三合同庁舎内の汎用パソコンについては、平成19年3月移転時に構築した汎用パソコンネットワークにおけるサーバにて管理を職員が行っているところである。併せて、署所のインターネット接続パソコンのウイルス対策の統合管理も平成19年12月に実施し、当該対策及び管理も職員が行っているところである。しかしながら、職員の知識では限界があり、即座の対応に苦慮しているところである。</p> <p>このことから、専門業者に運用管理業務を委託することにより、リアルタイムで監視をすることができ、情報の「機密性」「完全性」「可用性」の確保を図れ、障害発生時には即座の対応をすることができることから、より一層の情報セキュリティ対策の確保を図ることができるため。</p>		
契約金額	¥8,568,000円	契約年月日	平成21年4月1日
契約業者名及び住所	沖電気工業株式会社		
随意契約の理由	サーバ及びネットワーク監視は、情報セキュリティ対策上中断が許されず日々実施しているところである。新たな業者が実施するには、新たに監視体制を整備する必要が生じ、相当な期間、本業務が中断されること及び新たに機器等調整により経済的にも不利となるため。		
根拠法令	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項		
予定価格及び積算内訳	予定価格		
見積書徴取状況	1社（業者指定）		
その他特記事項			